

<特別会計>

1 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計歳入歳出予算一覧表

(1) 嶸 入

科 目	区 分		令和8年度予算額		令和7年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比				
1 国民健康保険料	2,157,035	33.2	2,124,146	32.4			32,889	1.5
2 一部負担金	1	0.0	1	0.0			0	0.0
3 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0			0	0.0
4 国庫支出金	2	0.0	5,201	0.1			△5,199	△100.0
5 都支出金	3,208,518	49.4	3,341,882	51.0			△133,364	△4.0
6 繰入金	784,481	12.1	753,899	11.5			30,582	4.1
7 繰越金	335,126	5.2	323,959	4.9			11,167	3.4
8 諸収入	4,024	0.1	4,024	0.1			0	0.0
歳 入 合 計	6,489,188	100.0	6,553,113	100.0			△63,925	△1.0

(2) 嶸 出

科 目	区 分		令和8年度予算額		令和7年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比				
1 総務費	216,254	3.3	208,239	3.2			8,015	3.8
2 保険給付費	3,162,117	48.7	3,300,992	50.4			△138,875	△4.2
3 国民健康保険事業費 納付金	2,807,365	43.3	2,747,211	41.9			60,154	2.2
4 保健事業費	65,186	1.0	63,385	1.0			1,801	2.8
5 諸支出金	208,266	3.2	203,286	3.1			4,980	2.4
6 予備費	30,000	0.5	30,000	0.5			0	0.0
歳 出 合 計	6,489,188	100.0	6,553,113	100.0			△63,925	△1.0

国民健康保険料**2,157,035千円**

(2,124,146 千円)

▶保険年金課

国民健康保険制度改革に伴い、平成30年度から特別区の保険料率は、東京都が提示する標準的な保険料率を参考に、統一の保険料率が算定されています。

本区は令和6年度まで、東京都が示した標準的な保険料率を参考に独自の保険料率を算定していましたが、将来的に都内の保険料率の完全統一をめざすとした東京都国民健康保険運営方針（令和6年2月改定）を鑑み、令和8年度から、全ての保険料率を特別区の統一保険料率と同率とします。また、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、子ども・子育て支援納付金分の保険料率を新たに算定することとなります。こちらも、特別区の統一保険料率と同率とします。

なお、保険料収入は事業費納付金や葬祭費等に充てられますが、統一保険料率による収入だけでは事業費納付金を賄いきれないため、本区は法定外繰入金の投入及び繰越金の活用により不足分を賄います。

■令和8年度保険料

区分		令和8年度	令和7年度	増減
医療分	均等割額	48,800円	47,300円	1,500円増
	所得割率	7.86%	7.71%	0.15P増
	限度額	67万円	66万円	1万円増
後期高齢者支援金分	均等割額	17,500円	16,800円	700円増
	所得割率	2.77%	2.69%	0.08P増
	限度額	26万円	26万円	—
介護納付金分	均等割額	18,300円	16,200円	2,100円増
	所得割率	2.51%	1.72%	0.79P増
	限度額	17万円	17万円	—
子ども・子育て支援納付金分	均等割額	1,712円	—	皆増
	所得割率	0.26%	—	皆増
	限度額	3万円	—	皆増
一人あたり保険料額		242,316円	227,111円	15,205円増

※令和8年度特別区統一保険料率が作成日時点で発表されていないため、上表数値は仮係数を用いて試算した暫定値になります。

※40歳から64歳までの被保険者には、介護保険の保険料である介護納付金分が加わります。また、18歳になる年度末までの被保険者については、子ども・子育て支援納付金分の均等割額が10割軽減になります。

<特別会計>

2 介護保険特別会計

介護保険特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 嶸 入

科 目	区 分		令和8年度予算額		令和7年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比				
1 介護保険料	1,184,627	21.2	1,163,503	22.4			21,124	1.8
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0			0	0.0
3 国庫支出金	943,348	16.9	883,856	17.0			59,492	6.7
4 支払基金交付金	1,345,531	24.1	1,260,670	24.3			84,861	6.7
5 都支出金	741,780	13.3	695,976	13.4			45,804	6.6
6 財産収入	2,657	0.0	5,699	0.1			△3,042	△53.4
7 繰入金	1,260,486	22.5	1,108,047	21.3			152,439	13.8
8 繰越金	113,101	2.0	73,001	1.4			40,100	54.9
9 諸収入	7	0.0	7	0.0			0	0.0
歳 入 合 計	5,591,538	100.0	5,190,760	100.0			400,778	7.7

(2) 嶸 出

科 目	区 分		令和8年度予算額		令和7年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比				
1 総務費	363,044	6.5	315,180	6.1			47,864	15.2
2 保険給付費	4,868,408	87.1	4,554,664	87.7			313,744	6.9
3 地域支援事業費	194,326	3.5	192,214	3.7			2,112	1.1
4 財政安定化基金 拠出金	1	0.0	1	0.0			0	0.0
5 基金積立金	2,658	0.0	5,700	0.1			△3,042	△53.4
6 諸支出金	113,101	2.0	73,001	1.4			40,100	54.9
7 予備費	50,000	0.9	50,000	1.0			0	0.0
歳 出 合 計	5,591,538	100.0	5,190,760	100.0			400,778	7.7

予算額(前年度予算額)

介護保険事業計画の策定

新規

▶高齢介護課

14,454千円 (一 千円)

介護保険法に基づき、介護保険事業の安定的・持続的運営のために3年に1度、事業計画を策定することとされています。2025年に団塊世代が75歳以上（後期高齢者）を迎えることから、施設サービスや居宅サービスなど介護給付費の増加に伴う様々な課題を見据え、地域包括ケアシステムをこれまで以上に推進していく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を営むことができるよう、令和8年度は、千代田区高齢者福祉計画・第10期千代田区介護保険事業計画を千代田区認知症基本計画と一体的に策定します。本計画では、計画策定に向けて実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」により把握した高齢者の生活実態や地域課題等を踏まえ、計画の指針や高齢者人口、介護サービス量の推計等に基づく介護保険料を定めます。国が定める基本方針を踏まえ、区は「サービス需要に応じたサービス提供体制等の構築」、「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援」や「地域包括ケアシステムの体制を支える医療介護連携、介護予防・認知症ケアの確保」などを重点におき、適正かつ円滑な保険給付を行うとともに、財源や人材をより効率的に活用する仕組みを構築していきます。

R9 見込額：完了 R10 見込額：完了

予算額(前年度予算額)

介護情報基盤関連事業	12,460千円	(一 千円)
1 介護情報基盤の整備	11,960千円	(一 千円)
2 介護情報基盤の運用	500千円	(一 千円)

新規

▶高齢介護課

多様な主体が協働して高齢者を支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護サービス利用者や自治体、医療機関、介護事業所等が介護サービス利用者に関する情報を安全かつ即時に閲覧・共有できる仕組みが求められる中、国は「介護情報基盤」の構築を進めています。

介護情報基盤の整備により、医療機関や介護事業所等においては、利用者の資格・認定情報等をシステム上で即座に確認できるようになり、従来必要だった電話での確認や書類到着の待機時間が解消され、事務手続とケア提供が円滑に進むようになります。一方、区においても、認定調査票や主治医意見書のデータ連携を通じたペーパレス化と窓口業務の軽減が図られるほか、蓄積されたケアプラン情報等のデータを分析し、地域課題や実情を的確に把握することが可能となります。

区は、令和9年3月からの稼働に向け、国の情報基盤と区の介護保険システムを接続するための連携インターフェースの構築や、データ突合等の検証作業を実施します。

R9 見込額：- R10 見込額：-

<特別会計>

3 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算一覧表

(1) 嶸 入

科 目	区分		令和8年度予算額		令和7年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比				
1 後期高齢者医療保険料	千円 1,803,850	% 71.5	千円 1,636,842	% 69.7	千円 167,008	% 10.2		
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0		
3 国庫支出金	2	0.0	1	0.0	1	100.0		
4 繰入金	671,199	26.6	650,350	27.7	20,849	3.2		
5 繰越金	27,338	1.1	41,342	1.8	△14,004	△33.9		
6 諸収入	19,873	0.8	19,610	0.8	263	1.3		
歳 入 合 計	2,522,263	100.0	2,348,146	100.0	174,117	7.4		

(2) 嶸 出

科 目	区分		令和8年度予算額		令和7年度予算額		増(△)減額	増(△)減率
	金額	構成比	金額	構成比				
1 総務費	千円 54,211	% 2.1	千円 49,612	% 2.1	千円 4,599	% 9.3		
2 広域連合納付金	2,342,859	92.9	2,162,870	92.1	179,989	8.3		
3 保健事業等費	42,654	1.7	39,121	1.7	3,533	9.0		
4 諸支出金	32,539	1.3	46,543	2.0	△14,004	△30.1		
5 予備費	50,000	2.0	50,000	2.1	0	0.0		
歳 出 合 計	2,522,263	100.0	2,348,146	100.0	174,117	7.4		

後期高齢者医療制度

2,522,263千円 (2,348,146 千円)

▶保険年金課

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進し、高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度を設け、国民保健の向上と高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象者：75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方（生活保護受給者を除く）

保険料：所得に応じ、個人ごとに設定（最大年間87.1万円まで）

徴収方法：年金からの引落し又は納付書や口座振替による納付

自己負担：医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は以下のとおり

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

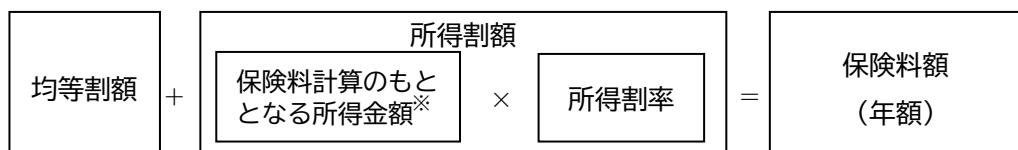
運営：東京都後期高齢者医療広域連合（財政運営や資格管理、保険料の賦課等）、区市町村（保険料の徴収や窓口業務）

保険料率：2年ごとに改定

■令和8年度保険料

区分		令和8年度	令和7年度	増減
均等割額	医療分	53,300円	47,300円	6,000円増
	子ども分	1,300円	—	—
所得割率	医療分	9.88%	9.67%	0.21P増
	子ども分	0.26%	—	—
限度額	医療分	85万円	80万円	5万円増
	子ども分	2.1万円	—	—

※令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定することとなります。また、子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されることとなるため、令和9年度の保険料率は令和8年度に再度算定します。



※前年の確定申告書等の所得金額の合計額から基礎控除額を差し引いた額です。